

第9回教育委員会

平成28年 5 月10日

午 後 3 時

本庁舎屋上会議室

議 案

議案第89号 大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行
規則の一部を改正する規則案

議案第89号

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行規則の一部
を改正する規則案

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行規則（平成26年
大阪市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第12条」を「第13条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行規則の規定は、平成28年4月25日から適用する。

(参照)

〔傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行規則（抄）

(還付)

第12条 条例第12条ただし書の特別の事由がある場合とは、授業料及び幼稚園使

第13条

用料の過誤納があった場合をいう。

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行規則

の一部改正について

1 改正の理由

「大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例」において地震等の災害に被災した等の事由がある生徒であって、大阪市立高等学校に入学しようとする者に係る入学料の免除に関し必要な事項を定めた際に、条の繰り下げが生じたことから、同条例を引用する本規則においても規定整備を行うため、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

引用する条番号の変更（第12条関係）

3 施行期日

公布の日から施行し、平成28年4月25日から適用する。